

2025年度 重要事項説明書 運営規程

＊入園前に必ずお読みください



社会福祉法人共育福祉会

認定こども園 成田国際こども園

〒286-0043 千葉県成田市大袋 379

TEL : 0476-85-6593 FAX : 0476-85-6594

※「重要事項説明書」(P2-10)、「運営規程」(P11-16)に記してあることは、
入園時にご了解・同意して頂く内容となります。
お子様の園生活に係わる大切な事が書かれていますので、必ず熟読願います。
お読みいただいた後、以下の書類を提出願います。
ご提出がない場合は、園の利用ができません。

【ご提出頂く書類】

- ① 利用契約書
- ② 当園と保護者との個別決定事項
- ③ 個人情報使用同意書

} 別紙にて
挟んであります。

【必要に応じて提出願います（用紙は園にあります）】

- ・ 家庭状況等変更届
- ・ 診断書・児童の生育状況
- ・ アレルギー関係書類
- ・ 病気について/登園届・医師の意見書

保育の提供にあたり、当園が保護者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人共育福祉会
所 在 地	成田市大袋 3 7 9 番地
電 話 番 号	0 4 7 6 - 8 5 - 6 5 9 3
代 表 者 氏 名	理事長 横田綾子

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	成田国際こども園
施 設 の 所 在 地	成田市大袋 3 7 9 番地
連 絡 先	電話番号 0 4 7 6 - 8 5 - 6 5 9 3 F A X 0 4 7 6 - 8 5 - 6 5 9 4
管 理 者	園長 土肥睦子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 7 7 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 2 4 人 満 1 歳未満の児童 9 人
開 設 年 月 日	平成 2 9 年 4 月 1 日

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育と教育行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）のひとりひとりの成長を目的とし、その福祉を積極的に増進するため、健全な心身の増進をすすめるための場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	7, 267.07 m ²
	園庭	2, 219.42 m ²
園舎	構造	木造
	延べ面積	604.51 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	クラス名等	床面積
乳児室	1室	光（ひかり）	74.53 m ²
ほふく室	1室	風（かぜ）	
保育室	4室	空（そら・満2歳児クラス）	26.50 m ²
		月（つき・満3歳児クラス）	61.57 m ²
		星（ほし・満4歳児クラス）	55.76 m ²
		虹（にじ・満5歳児クラス）	56.31 m ²
遊戯室（ホール）	1室		86.12 m ²
調理室	1室		39.75 m ²
一時保育室		定員に余裕のあるクラスにて受入れ	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1	
主任保育士	2	
保育士	14	
栄養士	1	
調理員	4	

※当園では、「成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月18日成田市条例第28号。以下「条例」という。）」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	9:00～18:00
主任保育士	勤務時間帯（8:15～17:15、9:15～18:15）
保育士	勤務時間帯（7:15～18:15）（10:15～19:15）
栄養士	8:15～17:15
調理員	8:15～15:15

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する曜日及び時間

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

	早朝保育	保育時間	延長保育	土曜・希望保育
2・3号標準時間認定		7:15-18:15	18:15-19:15 有料	7:15-18:15
2・3号短時間認定	7:15-8:15 有料	8:15-16:15	16:15-19:15 有料	8:15-16:15
1号幼稚園部	8:00-8:50 有料	9:00-16:15	16:15-19:15 有料	

※土曜日および次の期間は、希望保育になります。

期間中は給食がありませんので、お弁当と、15時を過ぎる方はおやつも持参願います。

2025年度の希望保育は次のとおりです。

- ・夏季（8/12、13、14、15）
 - ・年末（12/25、26、1/5）
 - ・年度末（3/30、31）
- ※年度によって異なります。

なお、希望保育利用には、園アプリ「コドモン」によるアンケートの回答による申込が必要です。期日近くなりましたら、アンケートを配信します。また、利用日前までに「希望保育・土曜日保育勤務時間証明書」またはシフト表（勤務先様式で可）の提出が必要です。

*希望保育を行う理由について

当園は土曜日保育を行っており、職員労働環境の保全（配置人員の確保と職員の休暇等）および、設備の安全点検等が必要になるためです。ご理解とご協力をお願いいたします。

*卒園式は、5歳児のみ午前中の参加となります。その他の学年はお休みにご協力ください。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、平日および土曜日7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時15分から18時15分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、平日のみ19時15分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、平日および土曜日8時15分から16時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時15分から16時15分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、平日は7時15分から8時15分まで又は16時15分から19時15分まで、土曜日は7時15分から8時15分まで又は16時15分から18時15分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 1号認定（幼稚園部）に係る保育時間

平日 9 時 00 分から 16 時 15 分の内、保育が必要な時間となります。

なお、9 時 00 分から 16 時 15 分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、8 時 00 分から 8 時 50 分まで又は 16 時 15 分から 19 時 15 分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。なお、8 時 50 分から 9 時までは登園時間です。

8 提供する保育・幼児教育の内容

当園は、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育と幼児教育を提供します。

(2) 特色

- ①ひらがな、カタカナ、数字の読み書きや計算なども楽しく学ぶ
- ②毎日の英語レッスン（3 歳以上児は朝、午後の 2 回レッスン時間があります）
- ③専門家指導による体操、ダンス、英語、日本語に親しむ
- ④道徳教育（子どもたちの心を育むために、どうすべきか社会ルール、人の心情などに気づける子を育てます）
- ⑤絵本を読むなどできるようになることで思考力を育みます
- ⑥毎日のランニング（朝、年齢に合わせた距離を走り、体力増進に努めます）
- ⑦意見発表（自分の意見が言えることと、人の意見がきけるよう、発表の練習をします）

日々学ぶ時間が設定されています。楽しく学ぶことは幼児教育の基本です。子どもたちに意欲と、自信を育てます。子どもたちにとって「遊びは学びであり、学びは遊び」でもあります。

(3) 食事の提供

当園の給食は残食が少なく、子どもたちが毎日楽しみにしているとても人気のある給食です。子どもたちの育ちを「食」でもしっかりと支えています。また、行事食や食育も行っており、食にまつわる知識を楽しみながら得られる機会を設けております。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0 歳児・1 歳児・2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃
3 歳児・4 歳児・5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃

※ 献立表は毎月、園連絡アプリ「コドモン」にてお知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) その他

一時預かり(余裕活用型)を利用する場合は、別冊子を参照（利用者申込者へ配布）

9 利用料金 表 1 参照

(1) 保育料

0 歳児～2 歳児クラス：支給認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を当園に支払う。

3 歳児～5 歳児クラス（年少～年長）：保育料は無償。保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等は表 1をご参照下さい。

※毎月の請求金額は保護者アプリ「コドモン」請求情報にて確認願います。

表 1

【2 号・3 号認定（保育園部）】

毎月の金額	①保育料	◎0 歳・1 歳・2 歳児：市役所からの決定額 ◎3 歳・4 歳・5 歳児は無償
	②前月分の延長保育料金 （利用者のみ）及び 教材・ユニフォーム代 （注文時のみ）	※3 歳以上児よりユニフォームは指定品の購入、着用をお願いいたします。（ユニフォームでの登園を原則とします。）
	③副食費 ※3・4・5 歳児クラスのみ。 ※給食材料費となります。 （おかず・おやつ）	月額5,000円 ※但し、次の児童は免除となります。 ・市町村民税所得課税額により、「副食費免除決定」がされた子ども。（市町村担当課より通知されます） ・アレルギー等の事由により、給食・おやつを提供できない子ども
4 月・10 月のみ	④教育活動費	※前期（4 月～9 月）・後期（10 月～3 月）の2期 ・0 歳児 前期 10,800円 後期 10,800円 ・1 歳児以上 前期 15,000円 後期 15,000円 ※絵本代、ワークブック代、英語レッスン料、体操指導料等を含みます。（体操指導は1 歳児以上からとなります。） ※納付より3 か月未満の途中退園の場合は、月割にて返金等の対応をいたします。
5 歳児のみ	⑤遠足に係る交通費	実費 ※公共交通機関（電車、バス等）、 その他移動手段に要する経費

【1 号認定（幼稚園部）】

入園内定時	入園料	25,000円
毎月の金額	①保育料	無償
	②前月分の延長保育料金 （利用者のみ、 表 2 参照） 及び教材・ユニフォーム代 （注文時のみ 表 3 参照）	※2 号・3 号認定に準ずる
	③副食費	
4 月・10 月のみ	④教育活動費	
5 歳児のみ	⑤遠足に係る交通費	

*0 歳から 2 歳児においては、利用者負担金として市町村が定める①保育料のほか、②延長保育料、教材・ユニフォーム代、④教育活動費がかかります。

*3 歳児～5 歳児クラス（年少～年長）は、②延長保育料、教材・ユニフォーム代、③副食費、④教育活動費、⑤遠足に係る交通費（5 歳児のみ）の費用がかかります。

表2 【延長保育料金】

【全園児】早朝・延長保育料 (1時間当たりの料金)	延長保育 認定別利用時間	
200 円／1 時間毎 すべて利用時間×200 円となります。	1 号幼稚園部	8:00-8:50(1 時間) 16:15-19:15(1～3 時間)
	2 号・3 号標準時間認定	18:15-19:15(1 時間)
	2 号・3 号短時間認定	7:15-8:15(1 時間) 16:15-19:15(1～3 時間)
※登降園システムの打刻時間により延長保育料を請求いたします。 ※朝と夕方の延長保育料は別に計算しておりますので、一日の延長保育時間の合計が 1 時間に満たない場合でも 400 円以上請求する場合があります。 ※朝 7:15 以前、夕方 19:15(土曜、希望保育期間は 18:15 まで)以降は原則禁止ですので、時間厳守願います。この時間外で保育を行った場合には、追加徴収が 2,000 円がかかります。 ※登降園時間を厳守願います。		

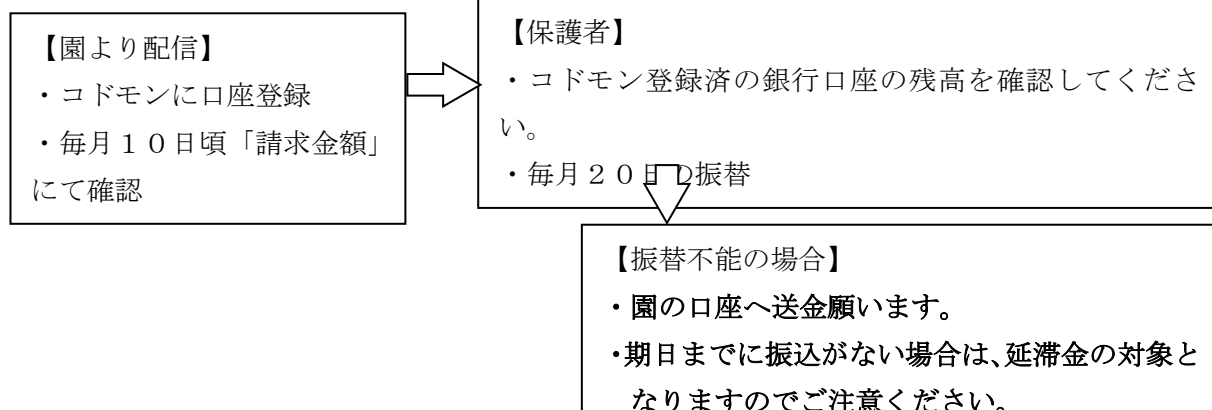
表3 【教材・ユニフォーム料金】

【園でお申込みする用品】 (保育料と一緒に口座引落になります)	数量	価格 (税込)		
カラー帽子(クラスカラー)	1	¥1,045	あぶら粘土	1 ¥360
ジャージ上	1	¥2,860	粘土板	1 ¥501
ジャージ下	1	¥2,695	粘土ケース	1 ¥261
体操半袖シャツ	1	¥2,585	クレヨン16色	1 ¥748
短パン	1	¥1,320	はさみ	1 ¥358
カバン(リュック)	1	¥3,410	のり	1 ¥136
ゼッケン(胸用¥55、ポケット用¥45)	2	¥55	自由画帳(リングがついているもの、縦・横向き両方可)	1 ¥286
	2	¥45	道具箱	1 ¥572
(参考:ユニフォーム代各1枚ずつ注文の場合)		¥14,115	色鉛筆12色	1 ¥756
			(参考:教材各1枚ずつ注文の場合)	¥3,978

(2) 利用者負担金の納入について

***利用者負担金の納入は銀行からの口座引落としです。**

コドモンアプリにて口座振替手続きを入力してください。



- * 保育料等は毎月 20 日（20 日が土日祝日の場合には翌平日）に指定銀行口座より引落としとなります。園連絡アプリ「コドモン」で請求額を確認願います。
- * 引落としができなかった場合にはメールにてお知らせした後、園の口座へ振り込み願います。振替不能とならないよう、残高確認願います。
- * 前月延長保育料は当月保育料等と一緒に請求となります。

(3) 滞納について

- ・ 1 回目の支払い（20 日払い）に加え当月内に園の口座へ振込がない場合は、延滞金の加算対象となります。
- ・ 保育料及びそれに係る諸経費については、各支払期日の翌日から、年 10%の割合による遅延損害金が発生いたしますので、必ず支払い期日までにお支払い願います。
- ・ 保育料未払いの場合、納入に関する誓約書の提出をしていただきます。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき、及び園や園関係者等に対する誹謗中傷などがあったとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	つかだファミリークリニック
医 院 長 名	塚田雄大
所 在 地	成田市加良部 5-7-2
電 話 番 号	0476-26-4750

(2) 歯科

医療機関の名称	とみさわ歯科医院
医 院 長 名	富澤圭一
所 在 地	成田市飯田町 136-32
電 話 番 号	0476-27-5015

※園での内科・歯科検診を受診できなかった場合は、後日健診結果を園にご提出ください。
 なお、上記嘱託医に受診する場合でも、費用は保護者負担となります。

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する

別紙 1に記載する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

※別紙 1 : 「**当園と保護者との個別決定事項**」を参照下さい。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 横田千壽子 ・ご利用時間 8 : 1 5 ~ 1 8 : 1 5 ・電話番号 0 4 7 6 - 8 5 - 6 5 9 3 F A X 0 4 7 6 - 8 5 - 6 5 9 4 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	小川新太郎	

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	災害共済（日本スポーツセンター災害共済）
保険の内容	傷害保険
保険金額（補償限度額）	医療費の一部、障害見舞金(82～3,770 万円)、 死亡見舞金(2,800 万円又は 1,400 万円)

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、 政治活動及び営利活動は禁じます。

1 7 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、「入園のしおり」において提示する。その他、個別の取扱事項については「**当園と保護者との個別決定事項**」に基づき保護者と協議の上、行うものとする。

変更事項については、関係機関と協議の上、理事長、園長の裁量によるものとし、利用者へ通知または、提示するものとする。

成田国際こども園運営規程

(事務所の名称等)

第1条 社会福祉法人共育福祉会が運営する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 成田国際こども園
- (2) 所在地 千葉県成田市大袋379番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するとともに、最も相応しい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び養護を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）、成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する特定教育・保育等の内容)

第3条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜を提供する。

- (1) 法第7条第1項に規定する特定教育・保育
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) 延長保育
- (5) 一時預かり（余裕活用型）
- (6) その他、教育・保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1人

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 2人

主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や当園を利用する子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士 12人以上（常勤換算後）

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その過程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 栄養士 1人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(5) 調理員 3名

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(特定教育・保育を提供する日)

第5条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 学年末休業（3月30日～3月31日）

エ 夏季休業（8月11日～8月15日）

オ 冬季休業（12月25日～1月5日）

※年度により異なります。

(2) 保育認定こどもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 年末年始休業（12月29日から1月3日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、（8月11日～15日を除く）あらかじめ利用する子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日（8月11日～15日を除く）に特定教育・保育を提供することができる。

4 当園は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（年末年始休業（12月29日から1月3日）を除く。）に、保護者の就労等で保育が必要な場合は、8時45分から16時00分のまでの範囲内で、休日保育を実施する。

5 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育を提供する時間)

第6条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る保育時間は、平日9時00分から13時15分までとする。

教育標準時間終了後の預かり保育を希望する場合には、16時15分までは無料とし、8時から8時50分および16時15分から19時15分までは有料とする。なお、8時50分から9時までは登園時間とする。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間は、平日および土曜日 7 時 15 分から 18 時 15 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。やむを得ない理由により保育が必要な場合は平日のみ 19 時 15 分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間は、平日および土曜日 8 時 15 分から 16 時 15 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、平日は 7 時 15 分から 8 時 15 分まで及び 16 時 15 分から 19 時 15 分まで、土曜日は 7 時 15 分から 8 時 15 分まで及び 16 時 15 分から 18 時 15 分までの範囲内で、延長保育を提供する。

2 当園の閉園時間（19 時 15 分）を過ぎてのお迎えについては、別途時間外料金を徴収する。ただし、公共交通機関の遅延によりお迎えが遅れた場合は、当該公共交通機関が発行する遅延証明書を当園に提出した場合は、これを免除するものとする。

(利用者負担金その他の費用の種類)

第 7 条 当園の特定教育・保育を利用した保護者は、支給認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を当園に支払うものとする。

2 当園は、前項の支払を受けるほか、教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けるものとする。

【利用者負担金その他の特定負担額】

【2 号・3 号認定（保育園部）】表 1-1

毎月の金額	①保育料	◎0 歳・1 歳・2 歳児：市役所からの決定額 ◎3 歳・4 歳・5 歳児は無償
	②前月分の延長保育料金 (利用者のみ) 及び 教材・ユニフォーム代 (注文時のみ)	※3 歳以上児よりユニフォームは指定品の購入、着用をお願いいたします。(ユニフォームでの登園を原則とします。)
	③副食費 ※3・4・5 歳児クラスのみ。 ※給食材料費となります。 (おかず・おやつ)	月額 5,000 円 ※但し、次の児童は免除となります。 ・市町村民税所得課税額により、「副食費免除決定」がされた子ども。 (市町村担当課より通知されます) ・アレルギー等の事由により、給食・おやつを提供できない子ども
4 月・10 月のみ	④教育活動費	※前期(4 月～9 月)・後期(10 月～3 月)の 2 期 ・0 歳児 前期 10,800 円 後期 10,800 円 ・1 歳児以上 前期 15,000 円 後期 15,000 円 ※絵本代、ワークブック代、英語レッスン料、体操指導料等を含みます。 (体操指導は 1 歳児以上からとなります。) ※納付より 3 か月未満の途中退園の場合は、月割にて返金等の対応をいたします。
5 歳児のみ	⑤遠足に係る交通費	実費 ※公共交通機関(電車、バス等)、 その他移動手段に要する経費

※毎月の請求金額は「コドモン」請求情報にてご確認ください。

【1号認定（幼稚園部）】表 1-2

入園内定時	入園料	25,000円
毎月の金額	保育料	無償
	②前月分の延長保育料金 (利用者のみ、表 2 参照) 及び教材・ユニフォーム代 (注文時のみ表 3 参照)	※2号・3号認定に準ずる
	③副食費	
	④教育活動費	
4月・10月のみ	⑤遠足に係る交通費	
5歳児のみ		

【延長保育料金】表 2

【全園児】早朝・延長保育料 (1時間当たりの料金)	延長保育 認定別利用時間	
200円／1時間毎 ※今年度より、月極料金の利用はありません。 すべて利用時間×200円となります。	1号幼稚園部	8:00-8:50(1時間) 16:15-19:15(1~3時間)
	2号・3号標準時間認定	18:15-19:15(1時間)
	2号・3号短時間認定	7:15-8:15(1時間) 16:15-19:15(1~3時間)
※登降園システムの打刻時間により延長保育料を請求いたします。 ※朝と夕方の延長保育料は別に計算しておりますので、一日の延長保育時間の合計が1時間に満たない場合でも400円以上請求する場合があります。 ※朝 7:15 以前、夕方 19:15(土曜、希望保育期間は 18:15 まで)以降は原則禁止ですので、時間厳守願います。この時間外で保育を行った場合には、追加徴収が 2,000 円かかります。 ※登降園時間を厳守願います。		

【ユニフォーム・教材等料金】表 3

【園でお申込みする用品】 (保育料と一緒に口座引落になります)	数量	価格 (税込)		
カラー帽子(クラスカラー)	1	¥1,045	あぶら粘土	1 ¥360
ジャージ上	1	¥2,860	粘土板	1 ¥501
ジャージ下	1	¥2,695	粘土ケース	1 ¥261
体操半袖シャツ	1	¥2,585	クレヨン16色	1 ¥748
短パン	1	¥1,320	はさみ	1 ¥358
カバン(リュック)	1	¥3,410	のり	1 ¥136
ゼッケン(胸用 ¥55、ポケット用 ¥45)	2	¥55	自由画帳(リングがついているもの、縦・横向き両方可)	1 ¥286
	2	¥45	道具箱	1 ¥572
			色鉛筆12色	1 ¥756
(参考:ユニフォーム代各1枚ずつ注文の場合)		¥14,115	(参考:教材各1枚ずつ注文の場合)	
			¥3,978	

【一時預かり（余裕活用型）保育料】 平日 8：30～16：30（土曜なし）

年齢	料金	その他
0 歳児		昼食代 2 5 0 円 おやつ代 1 0 0 円
満 1 歳～ 2 歳児	1 日 2, 4 0 0 円 半日 1, 2 0 0 円	
3～5 歳児	1 日 1, 6 0 0 円 半日 8 0 0 円	

（利用定員）

第 8 条 利用定員は、次のとおりとする。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号				3 人	3 人	3 人	9 人
2 号・ 3 号	9 人	1 2 人	1 2 人	2 2 人	2 3 人	2 3 人	1 0 1 人
合計	9 人	1 2 人	1 2 人	2 5 人	2 6 人	2 6 人	1 1 0 人

（利用に関する事項）

第 9 条 当園は、市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとする。

- （1）利用定員の総数を上回る場合
- （2）当園の現員からは、利用申込みに応じられない場合
- （3）当園の施設・設備からは、利用申込みに応じられない場合
- （4）その他児童の受入れに当たり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

2 その他入園に関する事項は、別紙資料のとおりとする。

（利用終了に関する事項）

第 1 0 条 当園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- （1）園児が小学校に就学したとき
- （2）法における支給認定の要件に該当しなくなったとき
- （3）園児の保護者から当園を退園したい旨の申し出があったとき
- （4）その他利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき、及び園や園関係者等に対する誹謗中傷などがあったとき

（緊急時等における対応方法）

第 1 1 条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている園児の体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 当園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその保護者等の秘密を漏らしてはならない。

(苦情処理に関する事項)

第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に関して、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。(副食費、教育活動費等変更)

この「重要事項説明書」「運営規程」および

別冊「入園のしおり」をご確認いただき、了承されましたら、

- ① 利用契約書
- ② 個別決定事項（緊急連絡先等）
- ③ 個人情報使用同意書

} 別紙で
挟んであります。

にご記入うえ、登園初日までに園へ提出願います。

クラス _____ くみ

なまえ _____